

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令 概要

総務省自治行政局福利課

1. 改正の内容

(1) 利用特定個人情報の定義

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第19条第8号に、利用特定個人情報という定義が設けられた。
- 「利用特定個人情報」は、番号利用法に既に定義されている「特定個人情報」のうち、情報提供ネットワークシステムを使用して行政機関等に提供が行われるものである。
- これを踏まえ、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年内閣府・文部省・自治省令第1号）の「特定個人情報」を引用している規定のうち、情報提供ネットワークシステムを使用して提供が行われる「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

(2) その他

所要の規定の整備を行う。

2. 公布日等

公布日：令和6年5月27日

施行日：令和6年5月27日